第一弾

支援者のための
利用者虐待防止ハンドブック

～　利用者さんが安心して自分らしく生活するために　～



ひとりで悩まないで支援するためのススメ

はじめに

　虐待と聞いて何を思い浮かべるでしょう？
いけないこと、ひどいこと、人権侵害、そんなマイナスのイメージを持っていることが多いと思います。「私はしない」「僕はするはずがない」と思う人が多いと思います。

　ですが、虐待の芽は日常や支援の場に多く潜んでいます。虐待を起こさないためにはどうすればよいのでしょうか？

　このハンドブックでは「虐待って何？」「何が虐待なの？」「どうしたらよいの？」に応えていくものがまとめてあります。新任研修や振り返り、ロールプレイなどに使用してください。

◆利用者の２つの権利とは？

幸せに暮らす権利





利用者には幸せに暮らす
権利があります。

好きなことを楽しむ
自分の好きなことをする
自分が暮らしたい場所に住む

人権を侵害されない権利

利用者の幸せな暮らしを脅かす人権侵害をされない権利です。





人は誰でも幸せに暮らしたいと思っています。いやな事をされないという権利です。

支援者の方々へ

私たちには２つの大事な権利があります。「市民として豊かに暮らす権利」と「人として尊敬され身体的にも精神的にも侵害されない権利」です。障害のある人がなんらかの被害を感じ、身近な人に相談してくれるのは「困った」と感じたときです。

人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』が大事です。

◆虐待防止法ってどんな法律？

平成24年10月から、障害者虐待防止法が施行されました。

障害のある人の権利を守り、障害のある人もない人も、共に安心して生活できる社会を実現するための法律です。私たち一人ひとりが、障害者虐待防止法について理解し、虐待を受けた時にどのような行動をする必要があるか、知ることが大切です。

1．　「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを言います。（改正後障害者基本法２条１号）。



2．　「障害者虐待」とは、

①養護者による障害者虐待

②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

③使用者による障害者虐待を言います。

3．　障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④経済的虐待、⑤ネグレクトの５つです。



◇ 法的対応と虐待の現状の把握

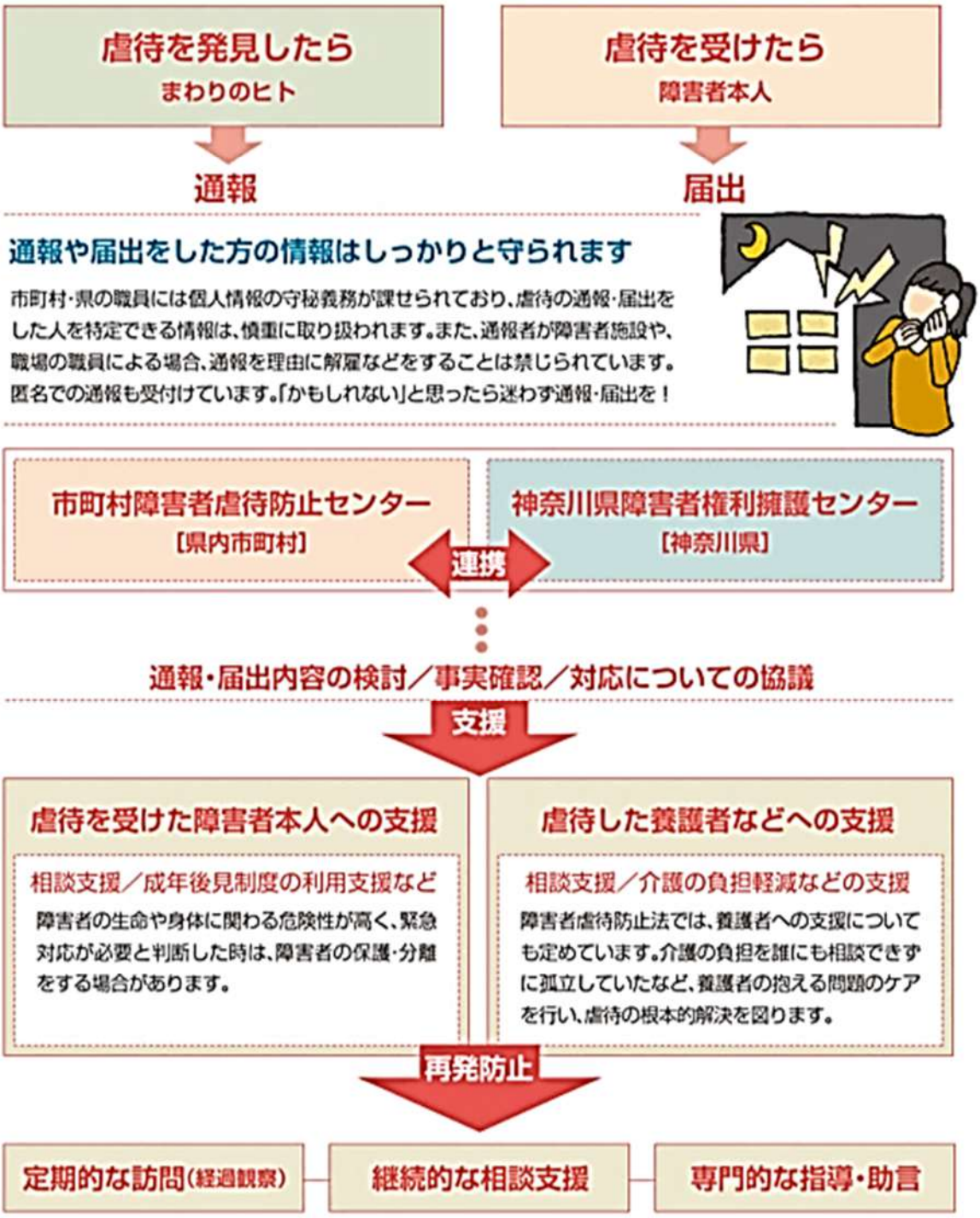
◇ 虐待防止への意識を向上させる

◇ 虐待を減らし、人権を守る

この障害者虐待防止法では、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は「速やかに、これを市町村（又は都道府県）に通報しなければならない」という義務を定めています。

このような通報義務や通報・届出の窓口を広く周知することが、障害者虐待の早期発見・早期対応に有効です。

虐待の通報・届出の仕組み



※　神奈川県障害者権利擁護センターＨＰより「虐待の通報・届出の仕組みイメージ図」抜粋

◆虐待ってどんな事をすると虐待になるの？

身体的虐待



障害者の身体に外傷が生じたり、生じる恐れのある暴行を加えること、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

（たたく、つねる、なぐる、熱湯を飲ませる、異物を食べさせる、監禁するなど。）



でもさ・・・時に自傷行為やこだわりが極端に強いときは、行動を抑制しないと本人や周りの利用者に危険が生じるじゃないか！
利用者の生死に関わる状況ならしょうがないと思うよ！

でもね・・・行動を抑制する前に利用者の訴えに耳を傾けて、その行動を解決する手段を探求していくのが支援員の役目だよ。
身体拘束の三原則を基に行動すると良いと思うよ！



性的虐待



　障害者に対してわいせつな行為をすること、または障害者にわいせつな行為をさせること。
　（裸の写真やビデオを撮る、理由もなく不必要に身体に触る、わいせつな図画を配布する、性的暴力をふるう、性的行為を強要するなど。）



でもさ・・・特に入所施設は人手が足りなくて、夜間は職員が手薄なのが現状。　同性介護が出来ない場合もある。　また、挨拶で異性に軽いボディータッチをしたら性的虐待となるなら、恐くて支援なんてできなくない？

でもね・・・人員の配置が少ないのは事業所の責任だから、支援員はそれを理由にして容認してはダメだよ。　現場の立場から問題を声に出さないと現場の責任にされちゃうよ。　必要としないボディータッチは、やめよう！　違う形のコミュニケーションを考えてみよう！



心理的虐待



障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他、障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（脅迫する、怒鳴る、悪口を言う、拒絶的な反応を示す、意図的に恥をかかせるなど。）



でもさ・・・利用者が動いてくれないときは、恐い○○さんに言っちゃうよ！っていうと結構動くし、こだわりで同じことを何回も言ってくると返事したくなくなるよ。　っていうかこっちが心理的虐待受けている気分でイライラもするよ！

でもね・・・時間はかかっても利用者と向き合うことで心を開いてくれて、目的や行動を次のステップに進められたときの喜びは支援者としてうれしいよね！　ひとりで抱え込まないで協力やアドバイスを得たり、みんなでスキルアップして実践に繋げてみることが大切だよ！



経済的虐待



障害者の財産を不当に処分することその他、障害者から不当に財産上の利益を得ること。

（本人の了解を得ずに現金を引き出す。収入を没収する、横領する。賃金等を支払わない、賃金額が最低賃金に満たない、使用者が強制的に通帳を没収するなど。）



でもさ・・・利用者に全部お金を預ければ、ある分はすべて使ってしまうから制限するのは当たり前じゃない。　出かけた先で利用者からおごってあげるって言われたから、色々買ってもらうことだってあると思うよ！

でもね・・・制限ばかりではなく、行事や外出などを通して、金銭管理やお金の使い方を伝えることも支援の一つだよ。
職員は仕事で支援しているので、それ以上の対価を求めたり、受け取ったりしないようにしよう。
その気持ちがうれしいことを言葉にすれば、利用者もわかってくれるはずだよ！



ネグレクト



障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置のほか、他の労働者による身体的・性的・心理的虐待行為の放置など、これに準じる行為を行うこと。

（食事を与えない、意図的に無視する、放置することで健康・安全への配慮を怠るなど。）



でもさ・・・自傷して手当てしても絆創膏をすぐに取っちゃうし、状況によってはしょうがないよ。　入浴が嫌いな利用者に入浴を促しても、逆に不調になるから、入りたくないんなら利用者の声を尊重するよね。

でもね・・・絆創膏に変わる処置を医師や看護師に相談する方法もあるよ。　どうせ、きっと、たぶん、偏った思い込みを客観的に見て、別の視点から支援ができると解決に近づくよ！　楽しく生活できるようなサポートを見つけよう！



障害者虐待防止に向けた支援について

下記のチェックリストは、支援者から見た虐待の兆候に気づくためのチェックリストです。振り返りなどで参考にしてください。

①　利用者を「ニックネーム」や「ちゃん」づけで呼んでしまうことがある。
②　「○○すると、△△できませんよ」といってしまうことがある。
③　行事などを企画する際に、利用者が話し合いに参加できていないことがある。
④　本人が拒否した時も、定期排尿に誘導することがある。
⑤　衣類や身体が汚れていることに気づいていても、対応を先延ばしにすることがある。
⑥　本人が活動を嫌がっているからと、一日中部屋で何もせずに過ごしてもらうことがある。
⑦　支援スタッフによって支援の仕方がバラバラであり、利用者の混乱を招いてしまうことがある。
⑧　他害行為があるという理由で、行動を制限することがある。
⑨　身体拘束の有無・必要時間・定期排泄などの支援の見直しが、長時間行われないことがある。
⑩　節約・無駄遣いなど、支援スタッフの価値観で判断し、本人の楽しみな外出や買い物などを制限してしまうことがある。
⑪　個別支援計画を家族には説明して本人には説明していないことがある。
⑫　本人の意思より家族の意思を尊重することがある。
⑬　意思疎通が難しい利用者へ話し合いへの参加や意思確認を怠ることがある。
⑭　「年下だから」という理由で利用者へ丁寧な言葉遣いをしないことがある。
⑮　買い物などの外出先を支援スタッフが決めて利用者に相談しないことがある。
⑯　食事に関して、本人の意思を確認せず、手を加えること（醤油やドレッシングをかけることなど）がある。
⑰　入浴等を「拒否」した際に理由や状態を確認せずに自己決定として、そのままにすることがある。
⑱　反応がないからという理由で言葉掛けをせずに支援を行うことがる。
⑲　利用者の入浴や着替え、排泄等の支援を異性スタッフが行っている。
⑳　「ちょっと待って」「もっと早く」「ゆっくり」「たくさん」などわかりづらい抽象的な表現を利用者に使うことがある。

ＭＥＭＯ

支援者のための利用者虐待防止ハンドブック
～　利用者さんが安心して自分らしく生活するために　～
ひとりで悩まないで支援するためのススメ

発行日　　２０１５年6月１６日　第１版第１刷発行
企画・発行　施設運営部会（旧称：マニュアル部会）
監修　　神奈川県民間知的障害施設協同会
印刷・製本　施設運営部会（旧称：マニュアル部会）
問合先　　社会福祉法人白根学園　社会就労センターしらね
　　代表：渡邉亮　０４５－９５５－１２６４